

令和6年度海外誘客デジタルプロモーション事業実施業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度海外誘客デジタルプロモーション事業実施業務

2 委託期間

契約締結の日から2025年3月7日まで

3 事業目的

山口県では、令和4年度からデジタル技術を活用した戦略的な海外プロモーションを実施し、これまで市場別のターゲットやテーマ設定、体験型VRコンテンツの制作等に取り組んできた。

今年度もマーケティング視点に基づいたデジタルプロモーションを展開することにより、インバウンド需要の山口県への着実な取り込みを図ることとしたい。

4 業務内容

(1) デジタルを活用したプロモーション

ア ターゲットとなる国・地域

(ア) 台湾、韓国、香港、中国、ASEAN

(イ) 上記のうち台湾市場及び韓国市場を最重点市場とし、ASEAN市場はタイ、シンガポールを中心とする。

イ 市場別のターゲティング

当事業でのこれまでの成果を基に、以下の設定を基本とするが、より有効なメインターゲットや訴求テーマが考えられる場合は、その根拠とともに提案すること。

市場	メインターゲット	訴求テーマ
韓国	30代男女	自然・文化体験、グルメ
台湾	30～40代男女	自然・文化体験、同行者と楽しめる
香港	50代男女	グルメ、ストレス解消できる
中国	30代女	自然・文化体験、文化、グルメ
タイ	30代女	自然・文化体験、ストレス解消できる
シンガポール	20～40代男女	自然・文化体験、同行者と楽しめる

ウ メディアプラン

(ア) 上記市場別のターゲティング等を踏まえて、各市場に効果的・効率的にターゲット層に訴求できるデジタルを活用した広告配信の媒体（バナー広告、動画広告、旅行メディアなど）を組み合わせたメディアプランを提案すること。

(イ) メディアプランの提案に当たっては、どういった広告媒体であるか基本的な

情報やターゲティングの内容、事業効果（見込み）を具体的に示し、選定根拠を記載すること。

- (ウ) 広告誘引先のランディングページ（以下「LP」という。）は委託者が運営するウェブサイトその他、山口県への誘客効果の高いその他のウェブサイト上に設定することも想定しているため、一般社団法人山口県観光連盟（以下、委託者という）と協議しながら最善を尽くすこと。
- (エ) 市場別の予算配分に関しては、各市場への事業効果（見込み）が均等になるように提案し、本業務の受託が決定した後に、委託者との協議により弾力的に対応すること。
- (オ) 配信期間を通じて、広告内容、利用媒体、配信対象、配信方法、LP への誘導状況等を分析しながら、委託者と協議の上で、ターゲティングの変更、絞り込み等継続的に改善を図ること。

エ 広告クリエイティブ

- (ア) 本業務で実施する広告配信において、各市場のターゲティングを踏まえて、最適なクリエイティブを制作すること。
- (イ) クリエイティブに使用する観光コンテンツ等については、各市場の訴求テーマに沿った相応しいものを提案すること。
- (ウ) 委託者が所有する動画及び画像を使用及び編集することも可能とするが、その際は、委託者との協議の上で、編集等の作業を実施すること。

実施条件：

- (1) 制作したクリエイティブは、委託者が保有する HP や各種情報提供媒体のほか、各種プロモーション等において、その全部又は一部（トリミング等を含む加工を施すことを前提とする。）を随時使用・複製することを了承すること。
- (2) 制作したクリエイティブを上述の各媒体にて加工を施した上で使用するにあたり必要な手続きや著作権処理（著作者人格権不行使に関する著作者との交渉、著作権法第 27 条及び第 28 条に関する手続きや使用権料等の負担と責任等）は、全て受託者にて行うこと。
- (3) クリエイティブ制作にあたり、第三者が権利を有する写真・イラスト・動画を使用する際にも、上記使用範囲を踏まえ、必要な手続きや使用料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

オ 事業間連携

本業務でターゲットとなる国・地域では、委託者が実施する他の事業においてもプロモーションを実施しているため、積極的に事業間連携を図ること。

カ 効果検証及び分析

- (ア) デジタルを活用したプロモーションの効果検証及び分析を行うにあたり、適切に事業効果を把握できる指標（KPI）を設定すること。

- (イ) 効果検証及び分析は、広告側、LP側の両面から行うこととし、各市場において設定したターゲティングの適切さに言及すること。

キ 定例ミーティング

- (ア) 業務の実施にあたり、毎月1回以上ミーティングを行うこと。
- (イ) ミーティング会場は原則山口県庁とするが、オンライン上での開催も可とする。
- (ウ) 1回あたりの時間は、1時間程度とすること。なお、内容に応じて、時間を調整することも可とする。
- (エ) ミーティングの運営に必要な資料・資材・環境設定等は受託者が用意すること。

ク 技術的な助言

デジタルマーケティングを取り巻く社会的動向（大手企業の動き、各国の法規制、新たな技術の開発及び普及等）に関して、随時アドバイスを行うこと。

(2) デジタルマーケティングセミナーの開催

ア セミナーの開催

- (ア) 山口県内の観光事業者がインバウンド視点での市場分析や事業展開に取り組めるよう、デジタルマーケティングの知見を提供するセミナーを開催すること。なお、セミナーには、デジタルマーケティングの最新の動向に関する内容を含み、可能な限り昨年度と異なるプログラムとすること。

《参考：昨年度セミナーのプログラム》

- ・ 宿泊旅行統計調査からみるインバウンドの現状
- ・ ユーザーに寄り添ったウェブサイトとは
- ・ 無料で始めるデジタルマーケティング 等
- (イ) セミナーの運営にあたっては以下の要件を踏まえた提案を行うこと。
 - 開催回数：1回
 - 開催場所：山口県内
 - 対象者：山口県内の観光事業者
 - 想定人数：50名
 - 開催方法：対面形式での開催を必須とし、オンライン形式には状況に応じて対応すること。

イ セミナー参加者の募集

- (ア) セミナーの開催案内（参加者募集）に係る広報資料を作成すること。
- (イ) 募集にあたっては委託者と連携して対応すること。

ウ セミナー内容の構築

最適な講師の手配や資料調整を行うこと。詳細は本業務の受託決定後、委託者

と協議の上決定すること。

エ セミナー後のアンケートの実施

セミナーの効果検証を行うためのアンケートを実施し、結果を集約すること。

5 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 4 (1) デジタルを活用したプロモーション、4 (2) デジタルマーケティングセミナーの開催、の予算配分に関して、概ね 96%、4%の配分で実施すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、委託者と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (4) 業務実施のための個人情報の取扱いについては、個人情報保護条例を遵守しなければならない。

6 業務実施計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、事業内容、スケジュール等）を作成し、委託者に提出する。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに委託者の承認を受ける。
- (2) 受託者は、本業務を指揮する業務実施責任者を配置する。同責任者はやむをえない場合を除き、業務が完了するまでの間は変更しない。

7 実績報告

委託業務を完了した際は、委託業務完了報告書及び事業実績報告書を提出の上、委託者の検査を受検し、契約期間内に合格し、業務を完了すること。

8 著作権等の取扱い

- ・本業務に係る全ての成果品の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利を含む）は、委託者に帰属すること。また、成果品は以降、委託者が自由に各種媒体、印刷物に使用できること。なお、受託者は委託者または委託者が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。ただし、成果品にこの契約の前から受託者が著作権を有するもの又は第三者が権利を有するパッケージプログラム（無償提供のもの、いわゆるフリーソフトを含む。）の著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。
- ・本契約期間終了後、委託者が成果物を使用するにあたり、著作権使用料等が別途発生する場合には、そのすべてを委託金額内に含めること。
- ・本業務により作成する資料は、第三者が権利を有する著作物（写真、地図等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- ・本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が

生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

9 委託料の支払い

委託者は正当な委託料の請求があったときは、支払い請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受託者に支払うものとする。

10 再委託の可否

- ・原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を再委託する場合について、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。その場合、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得なければならない。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

11 その他

- (1) 事業の効果を客観的に把握できる指標と目標値を提案すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、委託者のインバウンド全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定することとする。
- (4) 上記に関わる、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。